

砂利等採取許可準則について

発河第八三号
昭和四一年六月一日
建設事務次官通達

河川における砂利等の採取については、さきに「河川砂利基本対策要綱」によりこれに対する総合的対策の基本方針を示したところであるが、これに基づく具体的措置の一つとして、別紙のとおり砂利採取許可準則を定めたので、左記事項に御留意のうえ、河川における砂利等の採取に関する許可の適正な執行を図られたい。

記

1 許可の基本方針について

河川における砂利等の採取は、治水上又は利水上支障を生じない場合に限り許可できるものであるが、支障を生じないと認められる場合においても、砂利等の需給状況等を総合的に勘案して計画的な採取が行なわれるよう配慮して許可するものとする。

2 土地の掘さく等の場所について

土地の掘さく等の場所については、砂利等採取許可準則(以下「準則」という。)第四条に定める基準によるが、河川区域内の土地で当該土地の掘さく等により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められるものについては、河川法第二十七条第二項及び第三項の規定により土地の掘さく等を許可しない区域として定め、必ず公示しておくこと。

3 土地の掘さく等の方法等について

(1) 砂利等の選別は、原則として陸選方式によらせることとし河川の状況及び採取事業の規模等からやむをえないと認められるもので、かつ、河川管理上支障がない場合に限りこれによらないものとする。

(2) 現有の機械設備を利用することにより準則第五第一号から第三号までの規定に適合しないものについては、当該砂利等採取の実態、従来の経緯等を勘案して経過的に許可することはやむをえないが、できる限りすみやかに準則に適合させるよう措置すること。

4 土地の掘さく等の許可条件について

準則第六は、許可に際して付すべき条件として最小限度のものを示したものであり、河川の状況、採取の態様等を勘案して必要と認められる場合には、準則第六に掲げるもののほか、必要な条件をあわせて付することにより河川管理の万全を期すること。

(別紙)

砂利等採取許可準則

(目的)

第一 この準則は、河川における砂利等の採取が計画的に行なわれるとともにこれに伴う土地の掘さく等が河川の保全、利用その他の管理に支障を与えないように許可の基準を定め、もつて河川管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「砂利等」とは、土石又は砂をいう。

2 この準則において「土地の掘さく等」とは、河川法(昭和三十九年法律第一六七号)第六条第一項に規定する河川区域又は同法第五条に規定する河川保全区域内の土地において行なう土地の掘さく、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利等の採取に伴うものをいう。

3 この準則において「採取の許可」とは、砂利等の採取に係る河川法第二五条の許可をいう。

4 この準則において「掘さく等の許可」とは、砂利等の採取に係る河川法第二七条又は第五五条の許可をいう。

5 この準則において「特定採取」とは、河川砂利基本対策要綱(昭和四九年四月三〇日付け建設省河計発第四二号)一に定める特定採取制度に基づく砂利等の採取をいう。

6 この準則において「対策工事」とは、特定採取を可能とするため砂利採取業者が実施する河川管理上の支障を排除するための河川工事又は許可工作物の改築若しくは補強工事等をいう。

(許可の基本方針)

第三 掘さく等の許可は、当該土地の掘さく等により治水上又は利水上支障を生じない場合に限りすることができる。

2 採取の許可は、当該河川における砂利等の採取可能量及び地域における砂利等の需給の実態等を総合的に考慮して、計画的にしなければならない。

(掘さく等の許可をしてはならない場所)

第四 掘さく等の許可は、当該土地の掘さく等の場所が、次の各号の一に該当する場合には

してはならない。

- 一 当該土地の掘さく等により河川管理施設又は許可工作物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
- 二 当該土地の掘さく等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、当該土地の掘さく等により河川管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。

(土地の掘さく等の方法等)

第五 掘さく等の許可をする場合における当該土地の掘さく等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 砂利等の採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。
- 二 土地の掘さく等の深さが、掘さく等の許可をする際の河床から二メートル以内のものであること。
- 三 河川区域内の土地又は堤外の河川保全区域内の土地において砂利等の選別、破碎又は堆積(一時的なものを除く。)を行なわないものであること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該土地の掘さく等により河川管理上支障を生じないものであること。

(掘さく等の許可の条件)

第六 掘さく等の許可をする場合においては、少なくとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。

- 一 土地の掘さく等の期間中、見やすい場所に河川管理者の定める標識を設置すること。
- 二 運搬路は、常に河川管理上支障のない状態に保つこと。
- 三 土地の掘さく等の跡地は、河川管理上支障のないように整地しておくこと。
- 四 土地の掘さく等に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- 五 土地の掘さく等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を受けること。

(採取の許可の相手方等)

第七 採取の許可は、次の各号の一に該当する者にはしてはならない。

- 一 砂利等の採取に関する事業を施行するために必要な能力及び信用を有しないもの。

二 採取の許可の申請前二年以内に砂利等の採取に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

2 採取の許可をする場合においては、砂利等の採取に関する事業を施行する者の健全な協同化が促進されるように配慮しなければならない。

(採取の許可の期間)

第八 採取の許可の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正なものとしなければならない。

(規制計画)

第九 砂利等の採取に関し河川管理上規制が必要と認められる河川の区間に係る採取の許可(これに伴う掘さく等の許可を含む。)は、当該区間毎に河川管理者が定める砂利等の採取に関する規制計画(以下「規制計画」という。)にもとづいてしなければならない。

2 規制計画は、当該河川の工事实施基本計画に沿うとともに、当該河川の河状、河川管理施設及び許可工作物の状況、河床変動の動向、用水状況等並びに地域における砂利等の需給の実態等を総合的に考慮して作成しなければならない。

3 規制計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 対象区間
- 二 規制の方針
- 三 掘削基準河床及び掘削基準断面
- 四 禁止区域等
- 五 掘削可能量及び採取可能量
- 六 年次別計画
- 七 その他必要な事項

(特定採取計画)

第一〇 特定採取の許可(これに伴う掘削等の許可を含む。)は、河川管理者が定める砂利等の特定採取に関する計画(以下「特定採取計画」という。)に基づいてしなければならない。

2 特定採取計画は、当該河川の工事实施基本計画に沿うとともに、現在の河状、河床変動の動向、河川管理施設及び許可工作物の状況、用水状況、今後の河川工事と対策工事との関連並びに地域における砂利等の需給の実態等を総合的に考慮して作成しなければならない。

3 特定採取計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定採取計画の策定の方針
- 二 特定採取計画区間
- 三 砂利採取業者
- 四 掘削基準河床及び掘削基準断面
- 五 対策工事
- 六 掘削可能量及び採取可能量
- 七 年次別計画
- 八 その他必要な事項

河川砂利の用途規制について

河計発第八一号
昭和四二年四月一九日
建設事務次官通達

昭和四九年四月三〇日付け建設省河計発第四二号(河川砂利基本対策要綱の改定及びその運用について)により通達した標記については、左記によりこれを実施されたく、命により通達する。

記

- 1 河川管理者(指定区間外の一級河川については地方建設局長又は北海道開発局長、指定区間内の一級河川については都道府県知事。以下同じ。)は、その管理する河川のうち、河川砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ。)が枯渇しつつある河川を区間を限つて、用途規制河川として指定すること。
- 2 河川管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る河川の区間の近隣に他の河川管理者の管理する河川があるときは、あらかじめ、当該他の河川管理者と十分連絡調整を図ること。
- 3 用途規制河川の河川砂利は、河川工事、道路に関する工事その他の公共的な工事と私的な工事とを問わず、次の用途に供するため採取してはならないものとし、河川管理者は、この趣旨に従つて、河川法第二五条の規定による処分をすること。ただし、水防活動又は災害復旧事業の応急措置の用に供するため河川砂利を採取するとき、その他当該河川砂利を次の用途に供することについてやむを得ないと認められる事情があるときは、この限りでない。

- (1) 埋立
- (2) 盛土
- (3) 宅地、工場用地等の造成
- (4) 築堤
- (5) 鉄道の道床
- (6) 道路の路盤
- (7) 道路の敷砂利(採取量が一件につき二五〇立方メートル以下である場合を除く。)

4 前項の用途規制に伴い、河川工事、道路に関する工事その他の工事の実施に当たつて、工事の設計、工事費の積算等について必要な措置をとること。

5 地方砂利対策協議会の会議等により、関係機関及び関係砂利採取業者に対し、この通達による用途規制の趣旨を周知徹底させること。

6 河川管理者は、用途規制河川の指定をしたときは、すみやかに、その旨を河川局長に報告すること。その指定を変更したときも、同様とすること。

砂利等の採取に関する規制計画の策定及び特定採取制度について

河治発第六二号
昭和四九年七月二二日
河川局長通達

河川砂利基本対策要綱の改定については昭和四九年四月三〇日付け建設省河計発第四二号、砂利等採取許可準則の改定については昭和四九年七月二二日付け建設省河治発第六一号をもつて建設事務次官より通達されたところであるが、改定後の同要綱二(2)及び(3)の運用並びに改定後の同準則第九及び第一〇については、左記によることとされたい。

記

1 砂利等の採取に関する規制計画の策定について

- (1) 砂利等の採取に関する規制計画は、砂利等の採取を計画的に規制する必要がある区間について別紙一の要領により策定すること。
- (2) 既に定められている砂利等の採取に関する基本計画及び規制計画は、引き続き有効とするが、改定する場合には、基本計画と規制計画を一本化し、別紙一の要領により策定すること。
- (3) 規制計画の対象区間において特定採取計画を策定したときは、すみやかに規制計画を変更すること。

2 特定採取制度について

- (1) 特定採取制度は、砂利等の需給状況がひつ迫している地域における河川について適用すること。
- (2) 特定採取制度を適用しようとするときは、あらかじめ、別紙二の要領により特定採取に関する計画(以下「特定採取計画」という。)を策定すること。
- (3) 特定採取計画は、当該計画に係る河川に依存する地域における砂利等の需給状況を考慮して適正なものとする。
- (4) 対策工事の施行については、次の点に留意すること。

- 1) 対策工事の円滑な施行を確保するため、地方建設局長若しくは北海道開発局長又は都道府県知事は、特定採取計画において採取を予定する砂利採取業者と対策工事の施行に関して協定を締結し、必要な事項を定めておくこと。
- 2) 河川対策工事は、1)の砂利採取業者が河川法第二〇条の規定による承認を受けることにより、施行するよう措置すること。
- 3) 許可工作物対策工事は、当該許可工作物の管理者と1)の砂利採取業者による費用負担等の協議が整った後において河川法の規定による許可を受けることにより、施行するよう措置すること。

別紙一

砂利等の採取に関する規制計画の策定要領

(規制計画策定の趣旨)

第一 砂利等(土石又は砂をいう。以下同じ。)の採取に関する規制計画(以下「規制計画」という。)は、水系ごとに一貫した計画のもとに河川管理上支障のない範囲内で掘削基準河床及び掘削基準断面を定め、これらに基づき規制の方針、禁止区域、掘削可能量、採取可能量、年次別計画等を定めるとにより砂利等の計画的な採取を行わせ、

もつて河川管理の適正化を図ることを目的とする。

(規制計画の策定手続)

第二 地方建設局長(北海道においては北海道開発局長。以下同じ。)はその管理する指定区間外の一級河川について、都道府県知事は、その管理する指定区間内の一級河川及び二級河川について、それぞれ水系ごとに別記様式により規制計画を策定するものとする。

この場合において、都道府県知事は、指定区間内の一級河川、河川法施行令第四一条第一項に規定する指定河川又は沖縄振興開発特別措置法第七条第一項の規定に基づき指定された区間内の二級河川(同法附則第五条第一項の規定に基づき指定された区間内の河川を含む。)について規制計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ所轄地方建設局長又は沖縄総合事務局長に協議しなければならない。ただし、特定採取計画の策定又は変更に伴い規制計画を変更しようとするときは、その旨をこれらの者に通知することをもつて足りる。

(規制計画の内容)

第三 規制計画は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるところにより策定するものとする。

一 対象区間

規制計画は、砂利等の採取を計画的に規制する必要がある区間について定めるものとする。

二 規制の方針

規制の方針は、今後の砂利等の採取の許可又は認可に関する規制の方針等を定めるものとする。

三 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床及び掘削基準断面は、現在の河状、河床変動の動向、河川管理施設及び許可工作物の状況、用水の取水状況、高水敷の公園、緑地等としての利用の状況、自然環境への影響等を勘案するとともに、今後の河川工事の実施を考慮のうえ、工事実施基本計画に規定する計画河床及び計画横断形の範囲内で定めるものとする。

四 禁止区域等

(1) 禁止区域

禁止区域は、規制計画の対象区間のうち数キロメートル以上にわたって河床が一般的に掘削基準河床以下である区間又は砂利等の採取により河川管理施設、許可工作物等に支障を生ずると認められる区間で当分の間砂利等の採取を一切禁止する区間について定めるものとする。

(2) 保安区域

保安区域は、河岸、河川管理施設、許可工作物等の保全、河川改修計画上の必要等から原則として砂利等の採取を行わせない区域については、河状、出水の状況、河川改修工事の進捗状況等を勘案して定めるものとする。

五 掘削可能量及び採取可能量

掘削可能量は、掘削基準断面内の土量をおおむね二〇〇～五〇〇メートルごとの横断から算定するものとし、採取可能量は、掘削可能量のうち、粒度分布等を勘案して採取することができる砂利等の量(民地に係るものを外書とする。)を求めるものとし、これらを適当な区間ごとに算出するものとする。

六 年次別計画

年次別計画は、採取可能量、砂利等の需給の実態、長期の安定供給等を勘案して、おおむね五年ごと(五年未満の期間で砂利等の採取が不可能になる場合は、採取可能の期間とする。)における許可又は認可の予定量を年次別に定めるものとする。この場合において、過去における砂利等の採取の実績と河床変動の状況との関係から将来流下する砂利等の量を考慮することが適当である場合は、これを採取可能量に加えて年次別計画を策定することができる。

七 その他必要な事項

(規制計画の報告)

第四 地方建設局長又は都道府県知事は、規制計画を策定し、又は変更したときは、すみやかに河川局長に報告しなければならない。

別記様式〔略〕

別紙二

砂利等の特定採取に関する計画の策定要領

(特定採取計画策定の趣旨)

第一 砂利等(土石又は砂をいう。以下同じ。)の特定採取(河川砂利基本対策要綱一に定める特定採取制度に基づく採取をいう。以下同じ。)に関する計画(以下「特定採取計画」という。)は、砂利採取業者が、河川管理上の支障を排除するための河川工事(以下「河川対策工事」という。)又は許可工作物の改築若しくは補強工事等(以下「許可工作物対策工事」といい、河川対策工事と併せて以下「対策工事」という。)を実施することにより、砂利等の採取が可能となる場合において、掘削基準河床及び掘削基準断面、対策工事、掘削可能量及び採取可能量、年次別計画等を定めることにより特定採取の計画的かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(特定採取計画と策定手続)

第二 地方建設局長(北海道においては北海道開発局長。以下同じ。)はその管理する指定区間外の一級河川について、都道府県知事はその管理する指定区間内の一級河川及び二級河川について、それぞれ砂利等の特定採取を計画的に行わせる必要のある河川ごとに別記様式により策定するものとする。この場合において、都道府県知事は、指定区間内の一級河川、河川法施行令第四条第一項に規定する指定河川又は沖縄振興開発特別措置法第七条第一項の規定に基づき指定された区間内の二級河川(同法附則第五条第一項の規定に基づき指定された区間内の河川を含む。)について特定採取計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ所轄地方建設局長又は沖縄総合事務局長に協議しなければならない。

(特定採取計画の内容)

第三 特定採取計画は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるところにより策定するものとする。

一 特定採取計画の策定方針

特定採取の必要性、対策工事の実施方針等を定めるものとする。

二 特定採取計画区間

特定採取計画の対象区間(以下「特定採取計画区間」という。)は、砂利採取業者に対

策工事を施行させることにより、河川管理上支障なく砂利等の採取を行わせることができると認められる一連の区間を定めるものとする。

この場合において、特定採取計画区間は対策工事の施行区間及び当該施行区間に接続する区間についての、河川管理上の影響を十分に検討して定めるものとする。

三 砂利採取業者

砂利等の特定採取を行わせることのできる砂利採取業者は、対策工事を確実に施行することができる者と認められる者とし、原則として砂利採取業者からなる協同組合等を定めるものとする。

四 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床及び掘削基準断面は、現在の河状、河床変動の動向、河川管理施設及び許可工作物の状況、用水の取水状況、高水敷の公園、緑地等としての利用状況、自然環境への影響等を勘案するとともに、今後の河川工事と対策工事との関連を考慮のうえ、原則として、工事実施基本計画に規定する計画河床及び計画横断形の範囲内で定めるものとする。

五 対策工事

対策工事は、砂利採取業者がその費用を負担して施行するものについて、その種別、数量、概算事業費、施行計画等を定めるものとする。

六 掘削可能量及び採取可能量

掘削可能量は、掘削基準断面内の土量をおおむね二〇〇～五〇〇メートルごとの横断から算定するものとし、採取可能量は、掘削可能量のうち粒度分布等を勘案して採取することができる砂利等の量(民地に係るものを外書とする。)を求めるものとし、これらを適当な区間ごとに算定するものとする。

七 年次別計画

年次別計画は、対策工事の施行計画、採取可能量、砂利等の需給の実態、長期の安定供給等を勘案して今後の許可又は認可の予定量を年次別に定めるものとする。この場合において、過去における砂利等の採取の実績と河床変動の状況との関係から将

来流下する砂利等の量を考慮することが適当である場合は、これを採取可能量に加えて年次別計画を策定することができる。

八 その他必要な事項

(特定採取計画の報告)

第四 地方建設局長又は都道府県知事は、特定採取計画を策定し、又は変更したときは、すみやかに河川局長に報告しなければならない。

ただし、小規模な特定採取計画の策定又は特定採取計画の軽微な変更については、この限りでない。

別記様式〔略〕

特定採取制度の運用について

河治発第六三号
昭和四九年七月二二日
河川局治水課長通達

特定採取制度については、昭和四九年七月二二日付け建設省河治発第六二号をもつて河川局長より通達されたところであるが、同制度の運用にあたっては、下記事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 特定採取制度の適用について

特定採取制度は、砂利採取業者が対策工事を確実に施行する能力を有すると認められる場合に適用すること。

2 対策工事について

- (1) 対策工事は、現況における河岸又は堤防、その他の河川管理施設及び許可工作物の現在の機能を維持するために必要な範囲について定めること。
- (2) 河川対策工事が河川管理施設に係る工事であつて河川改修計画と一致する場合又はそれと同等の機能を有する代替施設を設置することとなる場合には、原則として、河川管理者が当該工事を受託して施行すること。
- (3) 対策工事が河川改修計画と一致する場合又はそれと同等の機能を有する代替施設を設置することとなる場合で対策工事を施行する期間内において河川改修工事を施行する予定がある場合は、当該対策工事に相当する工事の一部を河川管理者が施行することができるものとし、当該河川管理者が施行する工事は、対策工事から除外すること。

なお、河川管理者が当該工事を施行するか否か及び施行する場合における当該工事の範囲については、当分の間、個別に本職と協議すること。

- (4) 河川対策工事により設置する施設のうち河川管理施設となるものについては、河川管理者に帰属するよう措置すること。
- (5) 河川対策工事で治水上又は利水上影響が著しいものを承認しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならないこと(河川管理事務処理規程第一条第三号及び第二条第一号)。

3 掘削基準断面の範囲等について

- (1) 掘削基準断面は、原則として河川整備基本方針に従って定める計画横断形の範囲内で定めるものとするが、計画横断形の範囲を超える掘削基準断面を定めようとするときは、あらかじめ、本職と協議すること。
- (2) 高水敷において砂利等を採取し、その跡地を埋め戻す場合については、出水時の洗掘等に対する影響等を考慮して定めるものとし、当分の間、あらかじめ、本職と協議すること。

4 年次別計画について

特定採取計画の年次別計画は、おおむね五ヶ年程度について策定すること。

5 報告を要しない特定採取計画の範囲について

河川局長への報告を要しない小規模な特定採取計画とは、対策工事に要する費用の総額が五〇〇〇万円以下であつて採取可能量が一〇万立方メートル以下に係るものとする。また、軽微な変更とは特定採取計画区間の変更が無い場合であつて、対策工事に要する費用の変更の

増減の額(単価の変動による増減額を除く。)が五〇〇〇万円以下で、かつ、採取可能量の変更の量が一〇万立方メートル以下のものとする。